

県立学校における臨時休業期間中の自主登校の実施について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月31日まで臨時休業を行っている全ての県立学校において、5月18日から自主登校を実施します。

1 自主登校開始時期

令和2年5月18日（月）から

2 対象となる学校

全ての県立学校

高等学校83校（分校1校を含む）、中学校3校、特別支援学校17校（分校1校を含む）

3 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る広島県教育委員会の考え方について」 （5月11日）

- ① 5月4日に国から全ての都道府県に対する緊急事態宣言が延長され、広島県においても5月5日に緊急事態措置の延長を決定したこと、また、感染リスクの回避と県民の不安解消を図るという二つの視点に立って、全ての県立学校の臨時休業は、5月31日までとする。
- ② 臨時休業期間中は、幼児児童生徒の学習機会の確保等について、最大限の配慮を行うこととする。なお、自主登校については、県内の感染状況等を踏まえつつ、感染症対策を徹底した上で、5月18日から段階的に実施する。
- ③ 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底することとする。